

J A貯金規定の一部改正のお知らせ

当ホームページに定型約款として掲載しておりますJ A貯金規定について、11月4日（金）付けで「当座勘定規定」と「自動継続スーパー定期貯金（単利型）」、11月14日（月）付けで「普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定」を下記のとおり一部改正しますのでお知らせします。（改正箇所を朱書き）

なお、定型約款（全文）の差替えは、11月14日（月）を予定しておりますので申し添えます。

記

1 当座勘定規定

手形等決済にかかる電子交換所への移行と2022年11月4日の電子交換決済の開始に伴い改正するものです。

当座勘定規定

1. ～6. 省略

7. (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。

(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

(1) ～ (3) 省略

(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～16. 省略

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～ 省略

以上
(2022年11月4日現在)

2 普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定

両貯金は、口座管理の厳格化対応に基づき、口座開設申込時に申告した利用目的と実際の利用状況に相違することが判明した場合等に、J Aとして口座解約できる旨の文言を追加するものです。

普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～ 13. 省略

14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①～④ 省略

⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合

⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

15. ～ 省略

以上
(2022年11月14日現在)

3 自動継続スーパー定期貯金（単利型）

規定の一部に項番のズレが判明したので、該当箇所を改正するものです。

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1～10. 省略

11. (中間利息定期貯金)

(1) ～ (2) 省略

(3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

12. ～ 省略

以上
(2022年11月4日現在)

以上